



下世之多摩郡 延福寺
 福菜子女史
 七三二
 甲丸

(42)



朽本縣

身分引乏ル賄賂

下却望部 部を以て長 前田某ハ

右中人民 （カ案外金） 賄賂ヲ受ケサルヲ以テ言案トテモ
愛部ヲ促セリ

田村大字内地の島田政五分ヲ為置可

移傷：呼也シ 必竊 （政） 極キ極力ナ

言案トテハ 農民島田政五分ヲ呼ツコト 若ト

ト云ハ 貴君ト云ハ 君ヲ土木吏ニ 周旋スベシ

一ヶ月十八日位 左部川十丈モロヨ

ナリトス 又 大沢新八郎氏カ志ニ其

遠及友等ノ其の相為見書村民 （同） 押寄

獨 （時キ大沢氏） 野部田 面令自給一時者 長夜ナリ

前日某ノ又例 甘言モテ大沢君ト

連呼シテ君ノ氣セアリ 我レ君ヲ土木吏ニ

周旋セトタラシク 嗚呼 比多礼ノ言 是

正 賄賂ナリ 尚 深キ富一節モロヨ

甘言ヲ以テセリヨリテ （徒） 人ト大ニ已惚シ

我農民等与野部ノ推賢ヨリハ一躍 （子ニヨリカ）

宦吏トナシルモノカト 累ハ

谷中大字

本日いけの、島内米花橋より鳥をむつ

島田をまきく日村去月二十正身ト自梅セシ川鍋岩より言許

田中島田加茂集家おひ

八人川鍋方侵入して寝席ヲ攻め

四討金七十内シあるべしテ防喝私財

其目机十七割ハ此

島田公羽幸年正直備通、正我似、長先カ

川鍋方左部を攻め寝席ニ馳

テは橋動馬集ナヨリテカハ心ニ実ノ一ツ告許

案元左部 今度又父ル方ヲ以テ

川鍋岩より隣家ハ初ノ家ノ裏ヲ

又下ノハヤノ暗ヲ文外ニ忍ビ入りテ終ニ眠リ

イビキノ言高ク近隣間テ暗シ数名年根捧

加茂安世氏川鍋氏方此時志ヲ来ツテ

加茂安世氏川鍋氏方此時志ヲ来ツテ

ホドカリセル大ノ男（乗テ居ル）見ニトテ
光リニ見テ左部志之怒あり左部低き

加多氏ノ耳ニ付ケ送テリト頼ニテ加多

情シテ傳テ（五キニ居ル）追拂フ以時川鋸ノ

書ヤサ子来リ左部ノ午ヲ取リテ家ニ連

行キ温銃ト兵ノ由馳走ヲ為テ孫ニ付カシメ

左部明日倭然村中ヨリ徘徊テ

官吏ノ如クス終ニ夜ニ民家ニ来リ提打

暗夜士討ヲ過キテ戸叩キ家ニ入り日シ

降来セテ財者ヲ奪ヒト曰物之レ文学上ノ

殊邊情実上ノ殊邊カ法律上ニ於テモ

強カク取財（此ハ法律根拠ヲ有シ）交（此ハ法律根拠ヲ有シ）

村民を志（此ハ法律根拠ヲ有シ）正邪ノ別（此ハ法律根拠ヲ有シ）

川ノ上ニ捕劾シ（此ハ法律根拠ヲ有シ）果島田ニ老人ノ一吋

捲る（此ハ法律根拠ヲ有シ）及サレトス（此ハ法律根拠ヲ有シ）除出テ（此ハ法律根拠ヲ有シ）

光系果ニテイカンソ（此ハ法律根拠ヲ有シ）奇（此ハ法律根拠ヲ有シ）今後ノ

（此ハ法律根拠ヲ有シ）

里年十月廿

廿三日自信唐方

高下并去内

正造

71
6204
114